

平成30年度(2018年度)世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書(概要版)

【数値目標】欄の実績数値の出典：※1 庁内調査(毎年) ※2 区民意識調査(毎年) ※3 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年ごと) ※4 男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年ごと)

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」について (p.4)

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」(平成29年度(2017年度)～平成38年度(2026年度)) (以下、「プラン」という。)は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(以下、「条例」という。)第9条に基づく行動計画にあたります。

プランの体系 (p.4)

プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を推進体制として位置づけています。

世田谷区第二次男女共同参画プラン

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

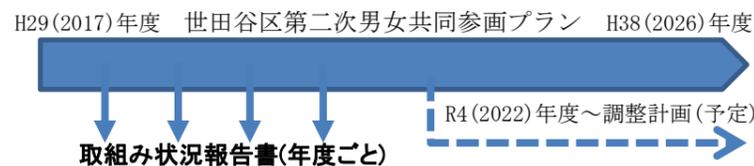
基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

プランの進行管理と取組み状況報告について (p.4)

施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第9条第3項に基づき、プランの進行管理を行い、その取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



(参考) 最近の全国の動き (p.5)

- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(候補者男女均等法)の施行(平成30年(2018年)5月)
政治分野における女性の参画拡大を目的としたもの。成立後初の国政選挙となった令和元年(2019年)7月21日執行参議院選挙において、女性候補者は全体の28%と過去最高に達した。
- パートナースhip宣誓を実施する自治体の増加
平成27年度(2015年度)に世田谷区と渋谷区が日本で初めて導入し、その後全国に広まる。平成31年(2019年)4月1日現在、計20自治体(うち東京都内6自治体)が実施している。

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 (p.10)

すべての人が尊重される男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

【数値目標】(p.10)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (平成38年度) (2026年度)
1 ※1	区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度(2016年度) 30.9%	平成30年度(2018年度) 4月1日現在 32.3%	平成31年度(2019年度) 4月1日現在 33.3%	35%以上
2 ※1	庁内の管理監督的立場の女性の占める割合	平成28年度(2016年度) 34.2%	平成29年度(2017年度) 4月1日現在 34.4%	平成30年度(2018年度) 4月1日現在 35.7%	37%
3 ※2	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度(2014年度) 73.3%	平成30年度(2018年度) 76.0%	令和元年度(2019年度) 78.8%	85%

【数値目標に対する評価と課題】(p.11)

- 区の審議会等の女性の占める割合
 - ・プラン策定時比2.4ポイント、前年度比1.0ポイント増と、徐々に割合は上昇してきている。(現在、女性委員0人の審議会が4件)
 - ・今後も女性委員の登用に向けた理解を求めながら取組む必要がある。
- 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合
 - ・プラン策定時比1.5ポイント、前年度比1.3ポイント増、割合は年々上昇している。(内訳：部課長級21.1%、係長級38.5%)
 - ・女性の管理監督職育成に向けていっそうの努力を重ねる必要がある。
- 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合
 - ・プラン策定時比5.5ポイント、前年度比2.8ポイント上昇した。
 - ・今後も、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画への理解の促進をめざす。

【基本目標Ⅰにおける課題と平成30年度(2018年度)の実施内容】

- 課題1 固定的な性別役割分担意識の解消(p.12～)
 - ・学校の出前授業ほか様々な機会やSNSなどの広報ツールを活用し啓発に取り組んだ。
- 課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進(p.20～)
 - ・企業向け女性活躍支援情報誌配布など事業者へ情報提供や啓発を行った。
- 課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援(p.26～)
 - ・再就職セミナー開催、多様な働き方の場づくり等女性活躍を支援した。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- 様々な情報媒体を活用して、広く、男女共同参画の啓発を進めた。今後も関係機関と連携し継続して取組む。(p.13)
- 事業者への情報発信を継続し、事例を紹介した。事業者の理解促進に向けて、今後も継続して取組む。(p.23, 25)
- 多様な就労形態等を可能とするワークスペース制度を構築した。今後は、利用対象者の見直しや、ワークスペースひろば型の増設などにより、利用者の拡大や内容の充実を目指す。(p.29, 35)

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 (p.38)

長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」がとれた社会をめざします。

【数値目標】(p.38)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (平成38年度) (2026年度)
4 ※3	区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度	平成27年度(2015年度) 45.3%	—	令和2年度(2020年度)調査予定	80%
5 ※2	仕事と家庭生活をともに優先している人の割合	平成26年度(2014年度) 24.1%	平成30年度(2018年度) 27.6%	平成30年度(2018年度) 27.6%	35%
6 ※1	町会・自治会長における女性の割合	平成28年度(2016年度) 8.6%	平成30年度(2018年度) 4月1日現在 11.7%	平成31年度(2019年度) 4月1日現在 11.8%	20%

【数値目標に対する評価と課題】(p.38~39)

- 区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度
 - ・5年に1度調査を実施している(次回は令和2年度(2020年度)調査予定)。
 - ・事業者への情報提供や支援を継続し、女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく必要がある。
- 仕事と家庭生活をともに優先している人の割合
 - ・プラン策定時比3.6ポイント上昇した。
 - ・仕事と家庭生活を両立できる環境づくりをさらに進めていく必要がある。
- 町会・自治会長における女性の割合
 - ・プラン策定時比3.2ポイント、前年度比0.1ポイント上昇した。
 - ・女性の視点で地元の活動に参画する機会を増やしていくとともに、地域における女性のリーダーの参画・育成に努めていく必要がある。

【基本目標Ⅱにおける課題と平成30年度(2018年度)の実施内容】

- 課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発(p.40～)
 - ・「ワーク・ライフ・バランスな1週間」などの啓発イベントの実施や情報発信により、区民・事業者に向けて啓発した。
- 課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実(p.48～)
 - ・多様な保育ニーズへの対応、保育の質の確保、切れ目のない支援に向けた取組みや、両親学級、ふれパパママ講座等の休日開催を実施した。
- 課題6 防災・地域活動等への参画促進(p.70～)
 - ・多様な主体に地域活動への参画機会を提供し、せたがや女性防災コーディネーター養成研修では防災の場面でリーダー的役割を果たす女性を育成した。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- 区民・事業者への情報提供や支援を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進した。区民・事業者の理解促進に向け、今後も継続する。(p.41, 43)
- 男性(父親)が家族に関わる機会を増やした。今後も継続して、男性の家庭参画を促進するための事業を実施する。(p.67, 69)
- 多様性に配慮した女性の視点からの防災対策を習得するための研修プログラムを構築した。継続して研修を実施し、女性リーダーの育成に努める。(p.71)

平成30年度(2018年度)世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書(概要版)

【数値目標】欄の実績数値の典拠：※1 庁内調査(毎年) ※2 区民意識調査(毎年) ※3 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年ごと) ※4 男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年ごと)

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶 (p.84)

配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であることから、女性に対する暴力の根絶をめざすことであらゆる暴力の根絶をめざします。

【数値目標】(p.84)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (平成38年度) (2026年度)
7 ※2	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 (2014年度) 34.3%	平成30年度 (2018年度) 31.2%	令和元年度 (2019年度) 26.3%	60%
8 ※2	「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 (2014年度) 51.0%	平成30年度 (2018年度) 61.5%	令和元年度 (2019年度) 65.3%	80%
9 ※1	デートDVの 出前講座実施校数	平成27年度 (2015年度) 中学校：6校 高等学校：4校	平成29年度 (2017年度) 中学校：3校 高等学校：5校	平成30年度 (2018年度) 中学校：7校 高等学校：3校	中学校：10校 高等学校：10校

【数値目標に対する評価と課題】(p.84-85)

- 7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)
- ・プラン策定時比8.0ポイント、前年度比4.9ポイント低下したが、DVと児童虐待との複合ケースに関する報道等は増加している。
 - ・DV防止法自体の理解を深めるため、啓発内容や手法を検討する必要がある。
- 8 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合
- ・プラン策定時比14.3ポイント、前年度比3.8ポイント上昇した。
 - ・暴力は理由のいかんにかかわらず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。
- 9 デートDVの出前講座実施校数
- ・プラン策定時の現状を維持した。他のテーマでの出前授業でもデートDVに関する内容を組み合わせることで、啓発の機会を創出した。
 - ・若年層に向けた啓発は重要であり、今後も機会の拡充をめざす。

【基本目標Ⅲにおける課題と平成30年度(2018年度)の実施内容】

- 課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止(p.86～)
 - ・DV相談専用ダイヤルを開設し、4ヶ月で59件の相談を受けた。相談機会の拡充や相談事業の見直しにより、相談事業を質量ともに拡充した。
- 課題8 DV被害者支援の充実(p.92～)
 - ・庁内の各所管が連携してDV被害者支援にあたる配偶者暴力相談支援センターの機能を整備した。
- 課題9 暴力を容認しない意識づくり(p.106～)
 - ・啓発物の作成・配布と学校出前講座を組み合わせ、若年層からのデートDV・DV防止の啓発を実施した。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- DV相談専用ダイヤルの開設により、被害者の相談機会を確保した。今後も相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施していく。(p.89, 93, 103)
- 配偶者暴力相談支援センターの機能を区に整備し、区民への支援を充実させた。今後も庁内各課や関係課との連携を強化し、被害者支援に取り組む。(p.95)
- 学校出前講座により、生徒が自らデートDVについて考える機会を創出した。今後も若年層に向けた情報発信を継続していく。(p.87, 109)

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることが できる社会の構築 (p.114)

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持つとともに、貧困等に直面するひとり親家庭や生きづらさを抱える性的マイノリティへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

【数値目標】(p.114)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (平成38年度) (2026年度)
10 ※1	がん検診の受診率	平成27年度 (2015年度) 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	平成29年度 (2017年度) 子宮がん 21.2% 乳がん 20.8%	平成30年度 (2018年度) 子宮がん 21.2% 乳がん 20.9% ※令和元年6月 時点の暫定値	現状以上
11 ※1	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 (2016年度) 9回	平成29年度 (2017年度) 7回	平成30年度 (2018年度) 7回	現状以上
12 ※2	「性的マイノリティ」 という言葉の 認知度	平成26年度 (2014年度) 70.0%	平成30年度 (2018年度) 70.5%	令和元年度 (2019年度) 73.2%	90%以上

【数値目標に対する評価と課題】(p.114-115)

- 10 がん検診の受診率
- ・子宮がん、乳がん検診の受診率はプラン策定時より低下したが、子宮がん検診受診率は前年度実績を維持し、乳がん検診受診率は前年度比0.1ポイント上昇した。
 - ・早期発見、早期治療のため、検診率向上のための取組みを進める必要がある。
- 11 ひとり親家庭の養育費相談の実施
- ・実施回数はプラン策定時比で減少したが、相談利用者は増加した。
 - ・今後も相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせる必要がある。
- 12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度
- ・プラン策定時比3.2ポイント、前年度比2.7ポイント上昇し、年間20組(制度開始からの累計87組)がパートナーシップ宣誓を行うなど、性的マイノリティへの認知は進んでいる。
 - ・今後もあらゆる施策を進めるにあたり、性的マイノリティへの配慮がなされていることを確認することが求められる。

【基本目標Ⅳにおける課題と平成30年度(2018年度)の実施内容】

- 課題10 性差に応じたところと体の健康支援(p.116～)
 - ・区民の健康づくりの推進に向けて、こころの健康相談や妊娠期・乳幼児期の食事の相談などの取組みを実施した。
- 課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり(p.136～)
 - ・個別相談者・手当申請者等に、ひとり親家庭の就労支援事業など利用できる制度を案内した。
- 課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援(p.144～)
 - ・広報紙、HPなどによる周知啓発や各種研修、セクシュアル・マイノリティ支援者養成研修講座等を実施した。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- こころの健康相談、依存症相談等はいずれも利用者が前年を上回った。今後も必要とする区民が利用できるよう、事業の実施曜日や時間帯について検討していく。(p.123)
- ひとり親家庭向け事業の利用者数は全体的に減少している。事業の周知の強化、関係機関との情報共有や連携を図り、必要な世帯の利用につなげていく。(p.139, 143)
- セクシュアル・マイノリティ支援者養成研修講座(基礎編)は延べ997人(修了証授与者34名)が参加した。今年度は実践編も開催し、養成を拡大していく。(p.147)

推進体制 男女共同参画社会の実現に 向けた方策 (p.154)

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化 (p.156～)

- 相談事業を男女共同参画センターらぶらす運営事業に組み入れ一元的に委託することで、相談、講座、情報収集・提供を有機的につなげられるようにした。
- 区民企画の主體的な活動拠点としての充実を図り、男女共同参画を推進した。

方策2 区職員の男女共同参画推進 (p.170～)

- 男女共同参画施策の総合的な推進に向け、区職員・区教職員の男女平等意識の向上や、男女共同参画の視点で各業務を推進するための環境づくりに努めた。

方策3 推進体制の整備・強化 (p.176～)

- 計画のPDCAサイクルを確立させ、進行管理とフォローアップの体制を整備した。
- 「第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」の内容検討を通じて、区における男女共同参画の進捗状況を明確にし、広く区民にむけて発信した。

男女共同参画・多文化共生推進審議会

男女共同参画部会からの意見(8月22日開催)(p.180)

【基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進】

- ・区の審議会等の女性の占める割合について、全庁で目標達成に向け努力するとともに、様々な機会を捉え女性の活躍推進を広めていく必要がある。

【基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進】

- ・イベント等を休日開催したことで男性(父親)の参加が増加したことが、ワーク・ライフ・バランスの推進にどう繋がったのか、具体例などで紹介するなど工夫が必要である。

【基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶】

- ・中学校・高校での「デートDV防止」出前講座では、学校と更に連携し、講座内容を工夫しながら、理解・啓発の機会を増やしていく必要がある。

【基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築】

- ・がん検診の受診率とあわせ、受診者数、受診年代等を評価検証し、確実な受診率向上に取り組むべきである。
- ・養育費相談は、参加者数や、ひとり親世帯数や状況等も把握し、ひとり親にとって必要な施策を検討するべきである。

【推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策】

- ・区の男性職員の育児休業取得推進に向け取得率や取組み状況を公表するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた施策に率先して取り組むべきである。